

清代前期における内務府商人の研究

孫 曉瑩

清朝は入関後、宮廷の事務を管理するため、「七司」「三院」をはじめとする五十以上の下部組織を統轄する内務府を設立した。清朝は皇帝の領する正黄旗・鑲黄旗・正白旗（上三旗）のボーイに属する者を内務府の官員に任用した。ボーイ (booi) は「家の奴僕」という意味であり、満洲人の伝統的な立場からすれば、上三旗のボーイは皇室の奴僕であった。そのため、内務府の人事や内務府にかかわる政策は、皇帝の意思に基づいており、状況次第で融通がきく一方、確固とした制度の整備は不完全であった。清代内務府の組織と管理方法は、清朝の特色を強く反映していた。

内務府商人とは、内務府の命によって商業活動に従事したり、内務府に利銀を上納したりする商人である。内務府商人は内務府機構の巨大さから見れば極めて小さなグループであるが、内務府の経済活動に、様々な面から深く関わっていた。彼らの主な職責は、内庫の庫銀を増やすことと、皇室のために日常の生活用品や工所用材料を購入することであるが、政府や軍隊のために必要物資や労働力の調達を行うこともあり、また鉱山開発、人参採取、木材伐採などの仕事を請け負ったり、質屋を経営するなど、多方面にわたって資本を動かしていた。従って、彼らの活動の実態を探求することは、内務府の物資調達と資金運用の方法を解明するために重要であり、清代の商人と商業の発展、清代の長期の経済動向を考察する上で、重大な意義を持っている。

しかしながら、内務府商人に関する従来の研究は、主に范氏をはじめとする特定の有力商人に集中しており、内務府商人の全体像は未解明のままである。特に、管見のかぎりでは、内務府商人の起源や組織に関する詳しい検討はなされておらず、内務府商人の範囲すら、まだ明確に定義されていない。また、彼らが従事していた商業活動の実態は十分解明されておらず、結果として、彼らが内務府や皇帝とどのように関わっていたか、内務府や国家の事業の面でどのような位置づけを占めていたのかについても明らかにされていない。

そこで、本論文では内務府商人の全体像を概観するとともに、彼らの商業活動の諸側面について検討した。全体の構成は以下の通りである。

第一章「内務府商人の概要」では、北京と盛京における内務府商人の全体像について述べた。その上で、内務府による内務府商人に対する監督・処分の制度について考察した。内務府商人には、上三旗ボーイ商人と税関商人の二つの系統がある。上三旗ボーイ商人を任用したことは、家僕に手元金を与えて商売させるという満洲人の慣習に由来する。商人は内務府から本銀を受領し、毎年利銀を納めて、内務府のために宮廷日常生活用品や工事材料の購入、内庫の不要品売却等の商業活動に従事した。彼らは毎年利銀を納めるが、数人分の労役を免除され、さらに商領催などに昇進することもある。

張家口商人をはじめとする税関商人は、概ね清朝初期に軍需物資や宮廷の必需品を確保するために召募された民商である。国家の経済の発展によって、物資を獲得する手段が広がるとともに、特定の物資を調達するという税関商人の役割は次第に薄れ、上三旗ボーイの商人と同様、内務府の様々な仕事に従事するようになった。

内務府による内務府商人に対する監督・処分の制度については、もし商人が利銀を滞納すると、一定の期限を決めて、所轄の佐領・管領と領催が厳重に催促して返済させた。それでも返済できなければ、商人の家産で弁償させ、家産が欠損額に足りない場合には、流刑に処した。それ以外にも、商人が第三者に贈与した金銭や貸付金の回収、事業権の譲渡、共同経営などの返済方法があった。

第二章「内務府商人と内庫品物の購入と売却」では、内務府商人の主要な職務である内庫の物品の購入・売却の方法とその変遷を検討した。六庫の官吏は価格を制定して、商人に対して一定の管理を行ったが、めったに時価を調査しなかったため、官価が時価と乖離して、商人に損失を蒙らせた。商人は数両でも庫銀を余分に受領すると、鞭打ちを受け、内務府商人を革職された。一方、康熙～乾隆初年にかけて、内庫物品の売却は概ね何人かの内務府大商人に任せられていた。乾隆期に入ると、王氏・范氏一族が様々な内務府の業務を独占し、内庫物品の売却も行うようになった。しかし、乾隆三十年（1765）に大きな変化が起き、内庫の織物類と毛皮類の売却は次第に民商によって請け負われるようになった。これは内務府商人の衰退と京城商人の発展という趨勢に関係している。内庫物品の売却を引き受けた商人の中で、京城の牙行商人は重要な地位を占める。彼らは内務府商人と似て、政府と深い関係を持ち、特権を持っていたが、民商に高値を付けさせるという売却方法には、市場化の傾向が見られる。これは内務府が宮廷経済を管理する上での大きな進歩と見做すべきである。

第三章「康熙朝の銅調達と内務府商人集団」では、康熙後期において、銅銭を鑄造するための原料銅不足によって、銅価が高騰したことを背景に、内務府商人が各税関に代って銅の購入と調達を請け負うことを希望し、それに伴って毎年内務府に定額の節省銀を納めることになった経緯を明らかにした。そして、江寧織造曹寅が商人から辦銅の仕事の一部を奪い、より高額の節省銀を納めた事件を取り上げて検討し、内務府官員と内務府商人グループとの競争が、銅価を押し下げ、節省銀を増加させることになり、結果として商人が損失を蒙る原因の一つとなったことを指摘した。また、康熙期において内務府商人が辦銅を完遂できなかった理由をまとめた。一つは、全国市場における銅の流通量が不十分だったためである。康熙期において、中国の雲南銅山の開発はまだ不十分で、主に日本から輸入した銅に頼っていた。しかし、日本でも同時期に銅の生産量が低下し、銅輸出に対する制限策が実施された。日本から直接銅を輸入する商人は固定価格で銅を購入できてはいたものの、所定量の銅を買うことができず、長崎で二三年間待たされることもあった。各地で銅を買い集める商人は所定額の銅を買えない上、銅の時価が日増しに上がるにつれ、調達はさらに困難となった。二つ目の理由は、内庫に納める節省銀が次第に増えたため

ある。内務府商人は内務府が収入を増やす必要に合わせて、辦銅の権利を獲得するため、代償として節省銀を納めた。商人間の競争なので、節省銀の額はかなり増加した。節省銀の増大は、商人の利益を圧縮したばかりでなく、辦銅のリスクが大幅に増えた。銅の時価は値上がりする一方なので、当初は多少なりとも利益を得ていたが、数年後には多大の損失を蒙ることになった。

第四章「清代前期における人參採取制度と内務府商人」では、康熙末期から乾隆九年（1744）にかけて人參採取の仕事を請け負った商人の事例を取り上げ、人參採取の実態とそれに従事した内務府商人の性格を分析するとともに、康熙～乾隆時代における人參採取政策の推移とその変化の要因を検討した。商人による人參採取請負は、康熙末期に始まった。それは、王修徳等の内務府商人が盛京將軍から參票を一括購入し、それを盛京地方の下請人に売り出し、下請人の雇用した刨夫が人參を採取するというものであった。しかし、商人は前払いした高額な參票代金を回収し、さらに利益を得るために參票を偽造するに至った。そのため、雍正元年（1723）に商人による請負は停止された。この商辦については、『大清会典事例』などの編纂史料には記載が見当たらず、当時の商辦はまだ十分に制度化されていない試行的なものであったと考えられる。雍正八年（1730）に請負制を再開する際、基本的には康熙末期の商辦の方法が踏襲されたが、參票の支給方式に改善が加えられ、商人が戸部から受け取った參票のうち、実際に刨夫に発給した參票の分だけ官參を納めるようになった。しかし、商人は皇室に奉仕すると同時に、自身の利益も確保しなければならないので、政府が政策を変更して商人の利益を奪おうとすると、利益をめぐる対立が表面化し、欠損を防ぐために商人側も手段を講じるようになった。參票の支給がある一定の数量を超えると、商人の負うリスクは高くなり、利益は圧縮されるので、商人は自分たちの利益を最大化するため、支給する參票の数を抑制した。そのような事態を受けて、政府は発給すべき參票の数量を固定化したが、この定額は商人が引き受けられる限界を超えていた。このため、乾隆九年に商人による請負は中止され、官辦——実際には東北の民商による分散型の請負——に移行することになった。このように、康熙朝から乾隆期にかけての人參採取制度の変遷過程は、官辦—官商（内務府商人）による一括請負の試行—官辦の一時的復活—一括請負の定着と行き詰まり—民商による請負という順序に整理することが可能であり、そこには漸進的な商業化、民営化の傾向が認められる。

第五章「清代前期における内庫銀両の運用と内務府商人」では、康熙～乾隆期における内務府による内務府商人への庫銀貸付を取り上げて、各時期における内庫銀の運用方法の異同を分析し、内庫銀の貸与が商人に与えた影響について検討した。康熙三十九年（1700）から、上三旗ボーイに対する低利での内庫銀貸付が始まった。そこには、上三旗ボーイの生活を改善しつつ、使い切れない内庫銀を上三旗ボーイの官員と商人に運用させ、利息を取る目的もあった。康熙四十年代、康熙帝は内務府商人と塩商に内庫銀を積極的に貸与し、内庫銀の運用を推進した。低利率で、貸付条件も非常に緩かったため、内務府商人は簡単に借り入れられるようになり、事業拡大や新事業進出に多額の投資をすることができた。しかし、貸与条件が緩かったため、内庫銀を借り入れ

ても返済できない者が多かった。その結果、内庫銀の回収が難しくなり、内務府商人と官員への内庫銀貸付は停止された。雍正元年に生息銀両制度が実施されると、内務府と上三旗ボーイのための生息銀両は大部分が質屋に投入され、その一部は内務府商人の経営に委ねられた。乾隆十年(1745)以降、内務府は次第に塩商に運用させる指向を強め、最終的に質屋の資本を引きあげ、長蘆塩商に貸し付けて運用するようになった。長蘆塩商への内庫銀両の貸付はその後さらに拡大したが、中でも大量の資金を借り入れたのは、長蘆塩業を経営する内務府商人であった。内務府と皇帝は内務府商人である王氏・范氏一族に対して、家産で賠償できないほど多額の内庫銀を意図的に貸与し続けた。特に、范氏への庫銀貸付の利率は月利1%から0.5%に下がり、さらには無利息となった。これは、内務府商人に内庫銀を貸与する目的が、彼らを倒産の危機から救うためであったことを示している。范氏は数十年にわたって内務府のために様々な商業活動に従事し、経験を積み重ね、独自のネットワークもあった。これらは内務府の商業活動に不可欠である。特に塩業と銅の調達は、破綻すれば民衆の生活に直結する塩の供給と銅銭の鑄造に支障をきたす。乾隆後期において、内務府商人が内務府からの借金に依存していたこと、内務府が商人に資金を貸与し続けていたことは、両者の相互依存関係を端的に表している。

第六章「内務府商人の長蘆塩業経営」では、王氏一族の塩業経営を中心に、内務府商人による引地の獲得、塩業経営、塩業の経営破綻について検討した。引地は塩商にとって最も重要な資産であり、高価で売却できるものであった。康熙期において、内務府商人は内務府に節省銀を納入する代わりに、私塩販売等の罪で摘発された塩商張霖が所有していた引地を手に入れた。しかし、当時の内務府商人は大量の資本を持っていなかったため、張霖が滞納した多額の内庫銀は引地を引き継いだ商人が返済することになり、彼らは最初から重い負債を抱えることになった。梁樟と李天馥は毎年その高額な返済額を納入できず、引地を范毓麟と王惠民に譲った。范氏と王氏は数十年かかって滞納銀を返済したが、塩業経営で安定した収入を得て、塩業収入が総収入の大部分を占めるようになった。また、引地を担保に入れて内務府の仕事を請け負ったり、庫銀を借りることができるようになり、事業を拡大していった。一方で、乾隆中期に銅銭と銀の交換比率が変化したことによって、塩商は毎年銅銭を銀に交換する際に大量の損失を出した。その状況を改善するため、政府は何度か塩を値上げしたが、私塩販売が広がった。こうして、乾隆二十年(1755)以降、商人の塩業経営は苦境に立たされた。王氏と范氏は多くの引地を有し、他の商人よりも問題は深刻だった。商人は毎年数万両の内庫の滞納銀を返済しなければならないので、そのために多くの流動資金を費やし、常に資金不足であった。塩業経営は毎年大量の資本が必要であり、資金不足により調達する塩の量が減少すれば、その年に高額の損失を出すばかりでなく、翌年調達できる塩の量にも影響を与える。商人は資金状況を改善するため、私塩販売をしたり、さらに内務府から内庫銀を借り入れたりし、借金の返済はいつそう難しくなった。内務府は商人を援助するために内庫銀を貸与し続け、一時的に経営を維持させていたが、結果的には商人の債務が資産を超えて破産してしまった。

乾隆期において、経営破綻のため内務府に納入された引地は、長蘆塩商が輪番で経営を代行するようになり、最終的には内務府と密接な関わりを持つ王起鳳とその子弟が長期にわたって経営にあたった。范氏と王氏が所有する引地は、内務府が没収した後、長蘆塩商に経営を代行させ、両氏の滞納銀を返済させた。つまり、長蘆引地を持つ商人は、有力な満洲大臣と結託する張霖のような商人から大量の引地を持つ内務府商人へ、さらに少量の引地を持つ中小民商に変わっていったのであり、そこに「市場化」の傾向が認められる。

第七章「官商から民商へ：乾隆期の范氏辦銅を中心にして」では、まず范氏一族の債務賠償をめぐる展開した官商辦銅の経緯を明らかにした。乾隆三年(1738)に北路軍糧の運賃を返済するため、范毓麟は昔から経営している日本貿易で購入した銅を用いて、滞納銀相当の銅を上納し、返済しはじめた。しかし乾隆九年(1744)以降、人参採取によって新たな欠損を出した。乾隆帝は范毓麟に銅調達で返済させることを命じ、それを受けて、民商とは異なる辦銅制度（民商より低い価格・定額の銅・免税・自力で各省に運送）が定められた。乾隆二十七年(1762)、范清洪と范清済は、辦銅の資金不足を理由に、日本に渡航する船を二隻半増やすことを請願し、認められた。つまり、額商からその分の権利を奪い取ったことになる。乾隆三十一年はさらに二隻が追加されるが、この分については、民商の辦銅制度と同様に清算することになった。このことを契機に、官商辦銅に部分的に民商辦銅の優遇制度が導入され、民商が投資者あるいは下請けとして范氏の傘下に組み込まれ、「附商」として位置づけられるようになった。これは、范氏辦銅の民営化への重要な一歩であった。乾隆四十八年(1783)、范清済の破産によって、政府は范氏の引地を十人の商人に経営させ、その中の王世榮に銅調達を委ねた。嘉慶二年に范氏の債務が完済されると、辦銅民商王履階に自己資本で銅を調達させることになった。ここに至って、「官商辦銅」と「額商辦銅」が最終的に統一されたのである。

結論では、以上の各章における検討を通じて明らかになった内容を基に、内務府商人と内務府や皇帝の関係をまとめ、内務府商人の衰微と民商の台頭という趨勢が、清代前期における社会・経済の全般的動向とどのように関わっていたかを論述した。

まず、内務府と内務府商人の経済面での関係については、節省銀の納入が挙げられる。内務府は、内務府商人が内務府の仕事に応募する時、仕事を請け負う代償として、例外なく毎年内庫に節省銀を納入することを商人側に提案した。これは、商人が仕事を引き受ける時に、経費を節約して定価より低い価格で物資を調達し、定価と商人が調達した実際の価格の差額分を「節省銀」として内庫に上納するというものである。しかし、内務府の定価は時価とほぼ一致するので、商人は節省銀を納入すると、利益をあまり得られなかった。

また、内務府の商人に対する管理の面では、両者の関係は以下のようにまとめられる。

①商人は納入した節省銀の損失を埋めたり、利益を上げたりするために知恵を絞る、法を犯してまで利益確保に努めたが、そのことは政府と皇室の利益を侵害したため、一層の締め付け強化を招き、利潤のさらなる低下につながった。

②内務府商人は、内務府の命令に従わざるを得ず、種々の制度や政策によって経営を強く制限されていた。内務府の仕事を請け負った商人は、往々にして市況に順応できず、業績不振により、その事業を止めようとしても、内務府の許可が下りるまでは損失に耐えながら経営を続けなければならなかった。政治と商業活動が不可分に結びついた経営方式であり、商人としての自立性が乏しかったため、損失を免れ得なかったのである。

③内務府は、内務府商人が普通の商人と同様に利益を追求する性質をもつことを認識し、私利を図ることを警戒して厳しく管理したばかりでなく、彼らを内務府の奴僕と見做していたため、利益を上げること自体を抑えようとした。内務府商人は「内府世僕」（内府に代々仕える奴僕）であり、皇室に仕えるのは彼らの役目とされ、民商と同様には扱われなかったのである。

内務府商人に対する皇帝の個人的な態度も、商人の運命を大きく左右した。康熙帝は内務府商人を非常に信頼し、積極的に清朝の経済活動に参加させ、内務府商人に対する管理も緩やかであった。そのため、内務府商人はそれに乗じて急速に成長した。一方、雍正帝と乾隆帝は内務府商人への不信感が強く、内務府の仕事は商人に行わせるかどうか、どのような価格で引き受けさせるかという問題について、康熙帝より慎重に取り扱うようになった。

内務府は内務府商人の商業活動に厳しい制限を加えたため、内務府商人が内務府の仕事を引き受けても、かえって多額の損失を出すことになった。内務府は商人に対する厳格な監督処分の制度を定め、商人を厳しく管理し、内庫の庫銀を確保したが、実際には、大量の国帑を滞納した商人に対する内務府の監督・処分は比較的寛大であった。王氏と范氏一族は雍正期に家業が好調となり、内務府の商業活動を独占するようになった。乾隆中期以降、塩業経営の不振によって内務府商人が急速に衰え、数十万両、さらには百万両以上の内庫銀を滞納しても、皇帝と内務府は、彼らの経営が完全に破綻することだけは極力避けていた。内務府は商人に対して内庫の借金返済を督促しつつ、一方で、新たに何度か大量の庫銀を商人に貸し付けて、他の仕事を任せることもあった。しかし、内務府の商人管理方法が変わらなければ、商人は新たな仕事でも損失を出すばかりである。このように悪循環に陥って、商人の負債は膨れ上がってますます返済困難となり、結局、破産から逃れることはできなかった。

無論、皇帝が個人的に商人に同情を寄せていたことも関係しているが、内務府商人は長期にわたって内務府と政府のために物資調達を行い、特に銅や塩などの大量の資本を必要とする事業において、安定した供給ルートとなっていた。そのため、彼らを通じた物資調達を安易に中止できず、皇帝と内務府はその事業経営の維持をはかったのである。

内務府商人の内務府や皇帝の関係は概ね以上のようにまとめられるが、以下に民商が台頭した原因について分析したい。

まず、商人の側から見ると、乾隆年間には、経済の発展と商業の繁栄によって、豊富な資本を持つ民商とその団体が次第に台頭してきて、自己資本で政府の仕事に応募できる者が多くなった。京城の牙行商人と長蘆商人は、民商の中では突出した存在である。また、東北地方の焼鍋や都市

の中小商人が内務府の仕事に参入したことも見逃せない。

一方、内務府からすれば、民商を募集して事業を委託することによって、資本投下のリスクを免れることができた。内務府商人が物資を調達する場合、商人は常に内務府から資本として庫銀を受け取ってから、購入にあたる。それに対し、民商は自己資本で物資を購入し、内務府に納入してから、その代金を受け取る。そのため、内務府は以前のような高額の利益は見込めないものの、損失が生じても商人自らが負担するので、自らが損失を蒙ることはない。したがって、内務府商人に取って代わった民商は宮廷物資調達の新時代を築いた。

このように、経済発展に伴って政府の物資調達ルートが多様化するとともに、物資調達を主な任務としていた山西系内務府商人の存在意義は低下した。また、内庫の収入源が多様化したため、庫銀運用の手段として内務府商人を使う必要性も稀薄になった。要するに、政策主導で内務府商人を用いるよりも、自由市場を通じて民商の参与を促す方が、政府・商人の双方にとって利益が大きかったのである。清朝前期における特殊な存在であった内務府官商は、結局のところ、いわば「見えざる手」の導きによって自然に淘汰されていったといえるだろう。